

■法律の目的

廃棄物の発生量の膨大、廃棄物の最終処分場の確保の困難、不法投棄の増大などの問題から、廃棄物・リサイクル問題の解決のため「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、環境への負荷が少ない「循環型社会」の形成を推進するとともに、循環型社会の形成について、基本原則を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

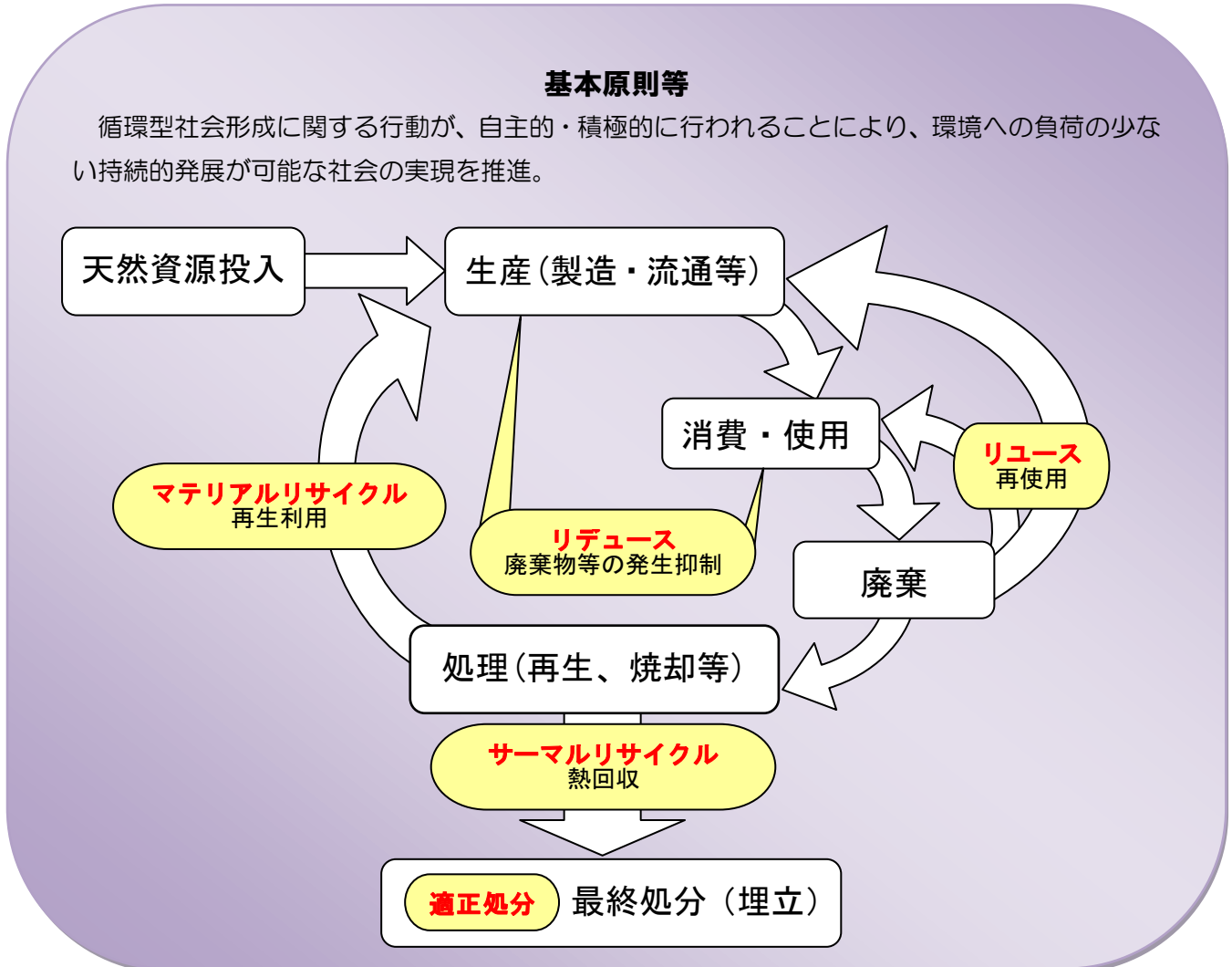
■循環型社会とは

循環型社会とは、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のことで、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の社会に代わるものとして提示された概念です。

まず製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保された、環境負荷が少ない社会のことをいいます。

■法律の概要

循環型社会を構築するにあたっての国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれの役割や、取組を進めるにあたっての基本原則等が規定されています。



循環型社会の形成

国

○基本的・総合的な施策を策定し、実施する



地方公共団体

○廃棄物のうち有用なもの（以下「循環資源」という。）の適正な循環的利用や処分が行われるよう必要な取組を行う
○地域ごとの自然的社会的条件に応じた施策を策定し、実施する



事業者

○原材料などが事業活動において廃棄物になることを抑制する
○循環資源は、自ら適正に循環的に利用、あるいは、適正な循環的利用が行われるよう対策を講じる
○循環的な利用が行われない循環資源については自らの責任で適正に処分する
○製品、容器等の製造・販売に当たっては、耐久性の向上や修理の実施、再生利用・適正処分が行いやすいようにするとともに、適正に循環的な利用を行う
○循環型社会の形成に自ら努めるとともに、行政（国、地方公共団体）の取組に協力する



国民

○以下のような取組により廃棄物の発生抑制や循環的な利用の促進に努める
●できるだけ長期間製品を使用する
●再生品を使用する
●循環資源の分別収集へ協力する
○廃棄物の適正な処分について、行政（国、地方公共団体）の取組に協力する

